

2024年3月19日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T株式会社

令和6年能登半島地震の被災地域における ご加入者の視聴料等の取り扱いについて

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまおよびご関係者様に心よりお見舞い申し上げます。

C S衛星放送事業に関わる74社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：小野 直路）とスカパー J S A T株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：米倉 英一）は、令和6年能登半島地震の発生により、同年1月1日に災害救助法が適用された市町村において、お客様のお申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等の免除を行っております。この度、特に甚大な被害のあった地域にお住まいで、「スカパー！」「スカパー！プレミアム」「スカパー！プレミアム光」にご加入、「月刊ガイド誌」をご契約されているお客様を対象に、お客様の視聴料等の免除等について以下の通り、方針を定めましたのでお知らせいたします。

あらためまして、被災された地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

記

1. 甚大な被害のあった地域（6市町）のお客様の視聴料のお取り扱いについて

- 被災地域におかれましては、避難所での生活などを余儀なくされていらっしゃるお客様が多数おられます。このような状況を踏まえ、甚大な被害のあった地域にお住まいのお客様につきましては、お申し出をいただかなくとも2024年1月から6月分の視聴料等を免除いたします。
- 2024年1月1日時点で免除となる対象地域にお住まいご加入者様に限りです。
- ご加入中のお客様で2024年1月～3月分をすでにお支払いいただいている場合は、4月分以降の視聴料から差し引かせていただきます。
- すでにご解約されたお客様で2024年1月分～3月分の視聴料等のお支払い履歴のある場合は、お支払いいただいた対象期間の視聴料等の返金をいたします。
- すでに災害救助法にて視聴料免除のお申し出をいただいたお客様に対する重複した返金はありません。
- 2024年7月分の視聴料等からご請求を再開させていただきます。
- 現在、ご視聴ができないお客様におかれましては、お手数ではございますが、スカパー！カスタマーセンターのご相談専用ダイヤルへご連絡いただくか、「My スカパー！」（ご加入者様専用WEB）にてお手続きをいただきますようお願い申し上げます。

2. 視聴料等が免除となる対象地域

県名	市町村名
石川県	七尾市 (ななおし)
	輪島市 (わじまし)
	珠洲市 (すずし)
	羽咋郡志賀町 (はくいぐんしかまち)
	鳳珠郡穴水町 (ほうすぐんあなみずまち)
	鳳珠郡能登町 (ほうすぐんのとちょう)

3. 免除となる料金の内訳

- (1) 月額基本料
- (2) 視聴料
※スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。
※金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。
- (3) 月刊ガイド誌料
- (4) チューナーレンタル料
- (5) ご利用明細 発行手数料

4. 被災を原因とすること視聴不可を含む本件に関する問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL : 0120-085-550 (10:00~20:00、無休)

以上